

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年1月5日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県	
3. 市区町村名	名取市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親等	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日		
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	21	
10. 保護評価書の名称	母子・父子家庭医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.pbc.go.jp/my/number/evaluationSearch/?search=1&amp;kk_type=z&amp;ri_o=&amp;kk_name=%E5%90%8D%E5%8F%96%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E6%AF%8D%E5%AD%A0%E3%83%BB%E7%88%B6%E5%AD%A0%E5%AF%B6%E5%BA%AD%E5%8C">https://www.pbc.go.jp/my/number/evaluationSearch/?search=1&amp;kk_type=z&amp;ri_o=&amp;kk_name=%E5%90%8D%E5%8F%96%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E6%AF%8D%E5%AD%A0%E3%83%BB%E7%88%B6%E5%AD%A0%E5%AF%B6%E5%BA%AD%E5%8C</a>	
12. 委任関係	▼	

執行機関名 名取市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成17年名取市条例第12号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		名取市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表 第1の項 名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成17年名取市条例第12号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第一条	名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成17年名取市条例第12号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童)が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の(福祉の増進)を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、(配偶者のない女子又は男子及び現にその者に監護されている児童で構成されている家庭並びに父母のない児童を含む家庭(以下「母子・父子家庭」という。))に対して医療費を助成することにより、母子・父子家庭の生活の安定と(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成17年名取市条例第12号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 根拠規定		番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第5条第1項若しくは第3項又は第6条第2項
② 事務の内容		児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第5条第1項の受給資格の登録若しくは同条第3項の受給資格の更新の登録又は同条例第6条第2項の事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1			
① 根拠規定		番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第3条第2項第3号及び第4号
② 情報提供者		市町村長	市町村長
③ 提供を求める特定個人情報		道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
事務2		(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 根拠規定		番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第4条若しくは第9条又は第12条
② 事務の内容		児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第4条若しくは第9条の医療費の助成又は同条例第12条の助成金の返還に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1			
① 根拠規定		番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第3条第2項第3号及び第4号
② 情報提供者		市町村長	市町村長
③ 提供を求める特定個人情報		道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2			
① 根拠規定		番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 コ	名取市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第4条
② 情報提供者		内閣総理大臣	内閣総理大臣
③ 提供を求める特定個人情報		公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報
備考			